(仮称) 第三次光市行政改革大綱の策定について

1 行政改革大綱のこれまでの取組

行政改革とは、組織の効率化や経費削減の取組み等を通して、その組織や運営を内外の変化に適応したものに変えることを目的とした改革の取組みである。

本市においては、第一次光市行政改革大綱で新しい公共の形成を掲げて取組みを推進し、また第二次光市行政改革大綱では、市政の改革、進化の観点から企業の顧客志向の視点も加えて、行政と市民の協働により市民満足度を高めることを目指して取組みを進めてきました。

■第1次光市行政改革大綱

計画期間:平成17~21年度(5年)

視点:1 評価を通した成果志向による行政経営

2 行政と市民の協働と適切な役割分担

3 市民の目線からの行政サービスの提供

目標: I 市民と共に築く市政の推進

Ⅱ 市民満足度を高める市政の経営

Ⅲ 意欲あふれる柔軟な組織づくり

IV 持続可能な財政基盤の確立

実施計画の取組項目:71項目(実施率91.5%)

■第2次光市行政改革大綱

計画期間:平成22~28年度(7年)

※計画期間については、光市総合計画の計画期間に合わせるため、24年3月に改定して、平成28年度までの7年間としました。

視点:1 『役所の論理』から『市民こそ主権者』への転換

2 『仕事の仕組み、進め方改革』の促進

3 総合的な業務遂行能力の向上

目標: I 市民志向、成果志向の行政経営の推進

Ⅱ 選択と集中による行政システムの見直し

Ⅲ 組織風土の改革による経営体質の強化

実施計画の取組項目:90項目(実施率 90.7%(平成26年度末))

2 行革大綱(案)の概要

(1) 大綱策定の趣旨

本市においては、合併後の平成 17 年度以降、光市行政改革大綱を策定し、市民ニーズの十分な把握をはじめ、成果についての徹底的な検証など、より質の高い市民満足度すなわち一層の利潤を確保していく不断の取組みを行ってきたところである。

一方、社会情勢を鑑みれば、人口減少社会の中で地域経済が縮小するという点を踏まえ、少しでもその減少を抑えなくてはならないということが、国全体の課題となっている。本市の人口も、国立社会保障問題研究所の将来の推計によると、今から 25 年後には 4 万人を下回ってしまうことが予測されている。

こうした中で、人口ビジョン、総合戦略に基づく取組みを進めるとともに、多様化・ 増大化する市民ニーズや今後の人口減少社会を見据えた堅実な行財政運営の実現に向 け、一層の行政改革の推進に取り組むことが重要である。

このため、本市行政改革についての基本方向や考え方等を示す指針となる行政改革大綱を策定し、計画的に取組んでいこうとするもの。

(2) 大綱の概要

ア 大綱の位置づけ

- ・行政改革大綱は、総合計画の取組みの中に位置づけられ、今後の本市の行政改革 の基本方向や考え方等を示す指針となるものである。行政改革の実施にあたっては、 行政改革大綱に基づき、年次計画と可能な限り数値目標等を定めた実施計画を策定 し、計画的に取り組むこととする。
- ・財政健全化計画については、行革大綱と同じく平成28年度が最終年度となることから、財政課において今後のあり方を検討した結果、次期行政改革大綱の中で財政健全化に係る取組みを整理していく。

【財政健全化計画と行革大綱の関係】

財政健全化計画については行政改革大綱を構成する一部として扱う。

行政改革大綱は、「行政改革に向けての取組み」部分と、財政健全化計画に相当 する「財政健全化に向けての取組み」部分で構成されているという整理。

イ 計画期間

大綱については平成29年度から平成33年度までの5年間とする。

ウ 策定の際の留意点

- ア) 平成 27 年 12 月に策定した人口ビジョンを踏まえ、市政に深刻な影響を及ぼす 急激な人口減少に対応する
- イ)複雑化・多様化する市民ニーズに応えていくためには、組織のあり方を見直し、 職員の仕事に対する意識や質をより高めていく必要がある
- ウ) 地方分権により自己決定・自己責任による行政経営が求められている

- エ) 将来にわたって持続的に良質な行政サービスを提供し続けるには、安定的な財 政基盤が不可欠である
- オ) 財政健全化計画相当部分については、その部分を抜粋した際に財政健全化計画 としての体裁を保つように構成する

(3) 基本理念

急激な人口減少が進み、自己決定・自己責任による自立した行政経営が求められる中で、良質な行政サービスの提供と健全な財政運営を推進していくためには、限られた行政資源を有効かつ効率的に活用し、良質な行政サービスを提供するための仕組みづくりが求められている。

このため、本市においては、行政サービスの質の向上と、量の適正化について 両方から取組みを進めることとし、行政改革の取組みにおける基本理念を下記の ように策定し、それに基づいて、行政改革の取組みを推進することとしたい。

『人口減少社会に対応した行財政運営システムの確立』

(4) 基本目標と体系

行政サービスの質の向上と量の適正化の二つの取組みを推進させるため、行政改革大綱においては、改革を進める際の基本目標として次の4項目を定めて取組みを進め、基本理念で掲げる『人口減少社会に対応した、行財政運営の確立』の実現を図ることとする。

- I 市民との協働による開かれた市政への取組み・・・市民と行政の役割分担
- Ⅱ 市民ニーズに対応した行政サービス提供・・・・・公共サービスの見直し
- Ⅲ 職員の意識改革と仕組みや組織の改革・・・・・人と組織の改革
- IV 安定的な財政基盤の確立・・・・・・・・・財政運営の改革

[※]上記IVが財政健全化計画に該当する部分

大綱の体系と取組項目

I 市民との協働による開かれた市政への取組み 〈取組項目〉 〈主な実施施策〉 (1) 開かれた市政の推進 ①市民ニーズと市民満足度の把握 ②行政情報の公開・提供の充実 ③市民と行政の双方向参画 (2)協働による新たなまちづくりの推進 ①協働事業の推進 ②民間活力の活用 Ⅲ 市民ニーズに対応した行政サービスの提供 〈取組項目〉 〈主な実施施策〉 (1) 市民サービスの向上 ①窓口サービス等の充実 ②施策・事業の評価 (2) 公共施設マネジメントの推進 ①公共施設の再編 ②公共施設の運営等の効率化 職員の意識改革と仕組みや組織の改革 〈取組項目〉 〈主な実施施策〉 (1)職員の意識改革と能力向上 ①職員力の向上 ②職員の意欲の向上 (2) 迅速で効率的な対応ができる組織体 ① I C T (情報通信技術) の活用 制の確立 ②効率的な組織体制の検討 (3) 給与等の適正化の取組み ①給与・報酬等の適正化 ②定員管理 安定的な財政基盤の確立 〈取組項目〉 〈主な実施施策〉 (1) 健全な財政運営の推進 ①計画的な財政運営 (財政健全化計画) ②歳入の確保 3歳出の抑制 - ④補助事業等の見直し - ⑤公営企業等の経営健全化 ⑥統一的な基準による公会計制度の導入 と活用 〈参考資料〉 【財政状況と見通し】

(5) 策定体制

ア 庁内体制

(ア) 行政改革推進本部 計画の内容等についての全体的な調整

(イ)所管課

行革大綱実施計画の項目設定を行う中で、次期行政改革大綱実施についての意 思統一を図る。

イ 市民意見の聴取

(ア)行政改革市民会議

次期大綱の内容等について、必要に応じて市民目線の意見を聴取するため、行政 改革市民会議を最大限活用する。

(イ)パブリックコメント

パブリックコメント(平成29年1月予定)の実施等により、市民意見を聴取する。

(6) 行革大綱実施計画について

- ア 実施計画は、行政改革大綱に基づく具体的な取組項目を定める。
- イ 実施計画は、掲げた項目を期間内に計画的に取り組むため、行政改革を取り巻く 状況に大きな変化があった場合や新たな取組項目を追加する場合など、必要がある 場合に改定する。
- ウ 取組項目は年次計画及び可能な限り数値目標を設定する。
- エ 取組項目は第二次光市行政改革大綱実施計画の中から引き続き取り組むべき項目を精査するとともに、新たに取り組む項目を加える。
- ※大綱及び実施計画の具体的な内容は今後検討していく

3 策定までのスケジュール

平成28年度に策定し平成29年度から次期行政改革大綱及び実施計画による取組を 推進する。平成28年度末(議決案件ではないため、12月議会の委員会で中間案、3月議 会の委員会で最終案を提示)に策定する。

		次期行革大綱	次期行革大綱実施計画
平成28年5月	行政改革推進本部会議	策定方針を説明	_
5月	行政改革市民会議	策定方針を説明	概要説明
8月	行政改革市民会議	骨子案について説明	_
10 月	所管課	_	項目確認
10 月	行政改革市民会議	中間案説明	平成 27 年度実施報告と次
			期大綱に関する意見聴取
11 月	行政改革推進本部会議	中間案説明	素案報告

12 月	市議会	中間案報告	_
平成 29 年 1 月		パブリックコメント	_
1月	所管課	_	最終校正
1月	行政改革市民会議	*	_
2月	行政改革推進本部会議	最終案説明	最終案説明
3月	市議会	最終案報告	最終案報告
3月	行政改革市民会議	策定報告	策定報告

[※]中間案について、意見を聴取すべき事項が発生した場合に開催